非耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	百六十二万円
法第二条第八号の認定に係る評価　耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	百七十九万円
軒裏について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	百六十二万円
法第二条第九号の認定に係る評価　建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	五十二万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	九十一万円
法第二条第九号の二ロの認定に係る評価　床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	百二万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百十五万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百六十万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百六十九万円
法第二十条第一項第一号の認定に係る評価　床面積の合計が五万平方メートルを超え、十万平方メートル以内のもの	二百二十六万円
床面積の合計が十万平方メートルを超え、二十万平方メートル以内のもの	二百五十九万円
床面積の合計が二十万平方メートルを超えるもの	三百二十四万円
特定天井について安全性を有することを確かめる場合	百四十三万円
法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）	百九十九万円

非耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	百一万円
法第二条第八号の認定に係る評価　耐力壁について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	百三十七万円
軒裏について三十分間の防火性能を有することを確かめる場合	百一万円
法第二条第九号の認定に係る評価　建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	四十三万円
ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合	六十五万円
法第二条第九号の二ロの認定に係る評価　床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	五十一万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	八十二万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百二十三万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十三万円
法第二十条第一項第一号の認定に係る評価　床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	二百五万円
特定天井について安全性を有することを確かめる場合	五十一万円
法第二十条第一項第二号イ及び第三号イの認定に係る評価（構造の種別ごと）	百五十三万円